

平成 29 年度第 2 回 福岡大学病院医療安全監査委員会

日 時 平成 30 年 1 月 25 日 14 時～15 時 15 分

場 所 病院会議室 A (西別館 3 階)

出席者 監査委員会：〔委員長〕 田中芳明・北野登美子 (久留米大学病院)、林覚竜 (南蔵院)、石倉宏恭 (福大病院)、

福大病院：坪井義夫医療安全管理責任者、山浦健医療安全管理部副部長、鷺山厚司医療安全管理者、濱松美香医療安全管理者、小吉里枝医療安全管理部専従医師、兼重晋医薬品安全管理責任者、八尾好純医療機器安全管理責任者、中村伸理子・深堀丈夫 (医療安全管理部)

講 評

※ 今回の監査委員会は、第 1 回監査委員会 (平成 29 年 9 月 14 日開催) の講評に基づき、下記の内容を確認する主旨で行った。委員会から提示した監査項目については、概ね実施されていることが確認できた。改正医療法に規定する内容 (① 特定機能病院の承認要件の見直し、② 病院の管理者が講ずべき医療安全の確保のための措置の見直し) に則するためには、下記に記載通りアウトカム評価について更なる検討が必要と考えられる。今後も、監査者および被監査者間で相互に情報共有しながら、医療の質の向上に努められたい。

1. 改正医療法前後の医療安全関連規程、マニュアルの改訂について

改正医療法前後の医療安全関連規程、マニュアルの改訂が実施されていることが確認できた。高難度新規医療技術の導入プロセスについて、評価委員会 (倫理委員会) で審議され、担当部門 (医療安全管理部) から出された許可内容については、申請を行った診療部長は担当部門長へその後のアウトカム評価を文書で提出することが要求されているので、確実に実施する必要がある。特にロボット手術については、次期診療報酬改定にて 1 2 項目が保険収載される予定であり、医療法上の立ち入り調査のみならず、保険診療の側面からみても施設基準等で厳格な運用が求められると考える。未承認新規医薬品等についても同様である。

2. 病院の決定事項、医療安全管理委員会決定事項、医療安全管理部門からの発信事項について各部署でどのように周知しているか。

事例としてだされた抗菌薬アレルギーの注意喚起方法の周知で、看護師、薬剤師が情報共有している面は十分確認できたが、医師が確認したという記載がみられない。医師への周知、確認はなかなか難しく、どの病院でも抱える問題ではあるが、病院間での情報共有なども利用してさらなる検討が望まれる。

3. インフォームド・コンセント実施記録の確認について

インフォームド・コンセント委員会が、監査項目、監査内容、評価ポイントを診療科毎に点数化していること、また診療科内部監査のみでなく、二次監査部門として医療安全管理部が関わり共同で取り組んでおり、それが病院内に浸透していることは非常に評価できる。今後は診

療内容のモニタリングの1つとして検討いただきたい。また監査内容の捉え方に若干温度差があり、量の監査はもちろんだが、質（記載の仕方）を監査する運用も検討いただきたい。

4. 診療内容のモニタリングについて、実施項目、データ収集管理、統計処理について運用をどうしているか。

「周術期における深部静脈血栓予防対策の指示」、「インフォームド・コンセント実施記録、看護師の同席状況」、「輸血検査用検体PDA実施タイミング」、「患者誤認発生件数および内容の分析」について診療内容のモニタリングが実施されており評価に値する。一般的には診療内容のモニタリング施行の主旨は、適正な医療の実施のためにどう診療科へフィードバックするかにあるので、モニタリング結果は継続して評価していくことが重要である。今後も質の向上に資するモニタリングを継続して検討いただきたい。